

# 訪問介護に対する感染症対応加算の設定を求める要望書

内閣総理大臣 岸田文雄様  
厚生労働大臣 後藤茂之様

2022年1月27日

特定非営利活動法人 グレースケア機構 柳本文貴  
株式会社 でいぐにてい 吉田真一  
特定非営利活動法人 暮らしネット・えん 小島美里

連絡先：NPO グレースケア  
住所 三鷹市下連雀 3-17-9  
Tel 0422-70-2805  
E-mail：action@g-care.org

2020年に始まった新型コロナウイルス感染症の蔓延は2022年1月現在第6波に入り、これまでにない急激な感染拡大となっています。2年にわたるコロナ禍に疲弊した介護サービスの現場は、急速に増える自宅療養の陽性者や待機する濃厚接触者の対応に追われる日々です。

ご承知の通り、訪問介護のヘルパーは要介護高齢者や障がい者の食事や排泄、医療的ケアなど命に直結する援助を提供しており、何としてもケアを休むことはできません。利用者は、超高齢者、基礎疾患を複数有する、難病で呼吸器を利用しているなど高リスクで、難易度の高いケアが必要な方が多い上に、認知症や障がいのためにマスクなど感染防止が困難な方も少なくありません。そうした利用者宅へ防護服などで完全防護を行い、長時間の滞在や密着する介護を行わなければならない、感染のリスクは非常に高いといえます。

在宅療養中の感染者の訪問について、医療保険では医師9,500円、訪問看護師15,600円の加算が設定されていますが、介護保険・障がい者支援には一切配慮はありません。医療と異なり長時間の滞在を余儀なくされるホームヘルパーも通常の報酬単価であり、独自の補助制度を設けている自治体が少数あるのみです。

これまでも訪問介護は、第一波でデイサービスなどが縮小休止したときの代替を求められ、2020年4月には同様の趣旨の要望書を提出していますが、いまだに回答を得られぬまま今日に至ります。コロナ禍中において、感染リスクが高い訪問介護に対し、正当な評価を行うことを強く強く要望します。なお、この要望は介護保険事業だけでなく、障がい者居宅介護サービスも含みます。

## 記

1. 感染者や濃厚接触者に訪問介護を行った場合、医療保険と同じく、速やかに簡易な方法で、そのリスクに見合った感染症対応加算をつけること。
2. 訪問対応を行う小規模多機能型居宅介護や定期巡回随時対応型訪問介護看護にも同等の措置を講じること。
3. 遡っての加算算定が困難な場合、公費による補償で対応すること。
4. 訪問介護をはじめ、在宅介護従事者はワクチン接種の優先対象とされてこなかったが、ブースター接種については希望者全員を優先接種とすること。
5. ヘルパーと利用者双方の安心のために、PCR検査や抗原検査を必要に応じて速やかに受けられること。

以上